

# 森林組合だより

編集／発行 令和2年7月  
北庄内森林組合

本 所 999-6711  
酒田市飛鳥字大林547-1  
TEL 0234-52-2788 FAX 0234-52-2789  
酒田支所 998-0112  
酒田市浜中字八間山858-76  
TEL 0234-92-2256 FAX 0234-92-4526



眺海の森から見た鳥海山



役員による安全パトロール

## 主なもくじ

● 第12回通常総代会	2 · 3
提出議案、損益計算書、運営基本方針等	
● 総代会開催時のQ&A	4
● 軽トラ林業・木質バイオマス利活用事業	5
● 森林経営管理制度のしくみについて	6
● 変更届、山林土地取得届、松くい虫防除	7
● 木材市況、座談会、新人紹介	8

# 第12回 通常総代会

去る、令和2年五月二十六日第十二回の通常総代会が、北庄内森林組合本所会議室で行われた。総代総数二五〇名の内、本人出席十七名、書面出席百七十六名、委任状三名、合計百九十六名を以って開催された。

最初に代表理事組合長高橋治雄より挨拶があり、新型コロナの影響を踏まえ時間短縮の協力を求めた。感染症予防の為ご来賓の方の案内は控えさせて頂いたので、直ちに議長の選任に入り、昨年に引き続き北俣の阿部時男氏を選出し質疑に入った。全八議案原案のとおり可決承認した。

## 【全議案原案のとおり可決】

### 上程された議案

#### ●第一号議案

令和元年度事業報告、貸借対照表、損益計算書、  
剩余金処分案注記表及び  
附属明細書承認の件

#### ●第二号議案

令和二年度事業計画設定の件

#### ●第三号議案

令和二年度借入金最高限度決定の件

#### ●第四号議案

令和二年度余裕金預け入れ先金融機関決定の件

#### ●第五号議案

令和二年度一組合員に対する貸付金及び債務保証の最高限度決定の件

#### ●第六号議案

令和二年度役員報酬決定の件

#### ●第七号議案

令和二年度造林補助金事務取扱手数料率決定の件

#### ●第八号議案

定款等一部改正の件

## 令和元年度 損益計算書

科 目	合 計
I 事業総損益	
1 収 益	460,432,695
2 費 用	328,745,587
事業総利益	131,687,108
II 事業管理費	
1 人件費	88,692,067
2 旅費・交通費	968,841
3 事務費	2,293,093
4 業務費	1,894,826
5 諸税負担金	1,937,325
6 施設費	20,720,967
7 雜 費	669,742
事業管理費計	117,176,861
事業利益	14,510,247
III 事業外損益	
1 事業外収益	1,049,499
2 事業外費用	434,054
事業外損益	615,445
経常利益	15,125,692
IV 特別損益	
1 特別利益	61,881
2 特別損失	1
特別損益	61,880
税引前当期利益	15,187,572
法人税、住民税及び事業税	1,513,000
法人税等調整額	0
当期剩余金	13,674,572
前期繰越剩余金	6,257,711
当期未処分剩余金	19,932,283

(平成31年4月1日～令和2年3月31日) 単位：円

### 【事業区分(部門別)】

部 門	費 用	収 益	損 益
指 導	11,024,252	16,190,603	5,166,351
販 売	15,839,353	33,399,591	17,560,238
森 林 整 備	森林整備	134,201,209	196,187,272
	利 用	162,242,497	209,852,057
	福 利 厚 生	1,305,776	144,500
	購 買	4,132,500	4,658,672
	金 融	0	0
	計	301,881,982	410,842,501
合 計		328,745,587	460,432,695
			131,687,108

### 令和元年度 剰余金処分案

科 目	小 計	合 計
I 当期末処分剰余金		19,932,283
II 剰余金処分額		11,050,000
1. 法定準備金	2,800,000	
2. 任意積立金	8,250,000	
建築物修繕積立金	5,700,000	
森林整備機材等積立金	2,550,000	
III 次期繰越剰余金		8,882,283



令和元年の日本経済は、十二月の月例経済報告の基調判断で「景気は、輸出が引き続き弱含む中で、製造業を中心弱さが一段と増しているものの、緩やかに回復している」との認識が示されるとともに、先行きについても「当面、弱さが残るもの、雇用、所得環境の改善が続く中で、各種政策の効果もあって、緩やかな回復が続くことが期待される。ただし、通称問題をめぐる動向、中国経済の先行き、英国のEU離脱等の海外経済の動向や金融資本市場の変動の影響に加え、消費税率引き上げ後の消費者マインドの動向に留意する必要がある」とするなど、緩やかな回復傾向が続いた。森林林業の分野では、四月に「森林経営管理法」が施行され、適切に経営や管理が行われていない森林について、市町村が仲介役となつて森林所有者に働きかけなどをを行うことにより、森林所有者と「意欲と能力のある森林経営者」をつなぐ、「森林経営管理制度（新たな森林管理システム）」がスタートした。

本組合の事業運営について指導部門として昨年度に引き続き作業集約が森林経営計画の策定の推進を担う認定施業プランナーの育成を図るとともに、フォレストワーカー、フォレストリーダーを新たに四名育成、中堅以上職員では林業技士を四名育成し、森林組合

監査士が一名誕生し人材の育成に努めた。

今年度の事業総収益は四億六千四十万円となり、事業総利益は一億三千五百十九万円になった。森林整備事業では七十六haの除間伐を行い、立方換算で一万m<sup>3</sup>を超える出荷を果した。利用事業では一万m<sup>3</sup>を超える松くい虫被害木の処理を行い被害防止に努めた。

**指導部門**

今年の森林經營計画策定状況は酒田市四十三・六十二ha遊佐町二十六・四十六haの作成をした。軽トラ林業は六月から活動を始め、三百台分の集荷、出荷をした。

**販売部門**

販売数量は立方換算で十二%増の一萬七百m<sup>3</sup>で、金額は微増の七千三百七十八万円となつた。

**森林整備部門**

今年度支援事業を含めた除間伐は七十六haとなり、皆伐地の再造林も

○・三ha行つた。  
その他山形県みどり推進機構より支援事業として、山形県高性能林業機械導入支援（貸付）事業の支援をいただき、後者については年末にフォワードの貸付をしていただいた。管内の病害虫防除事業は、昨年度より被害量四百十八m<sup>3</sup>減少となつた。

## 令和元年度事業の概要

## 令和二年度運営の方針

昨年度に運用された新たな森林管理制度のなか本組合は「意欲と能力のある事業者」に認定されました。当管内において昨年同様に豊富な森林資源の多面的機能を發揮させるべく、集約化施業と先進技術活用による効率的な森林整備を行い、木材の安定的な供給体制を構築し、組合員及び地域社会への貢献を目指し事業を進めます。

しかしながら、昨年十月に消費税率引き上げがあり、また年末には中国武漢より発生の新型コロナウイルスが国内においても猛威を振るつて現状から、先行きの不透明感拭い去ることはできず、感染拡大の防止及び社会経済へ及ぼす影響など、多難な一年になることは容易に考えることができます。

- ・森林整備・林業再生事業等の推進
- ・提案型集約化施業の推進
- ・やまがた緑環境税事業の推進
- ・緑の雇用現場技能者育成対策事業の実施
- ・作業班の労働安全衛生管理
- ・組合広報「森林組合だより」の発行
- ・森林經營計画並びにやまがた緑環境税など地区座談会の開催
- ・自伐林家の軽トラ林業の啓蒙
- ・ボランティア活動への参加とインターンシップへの協力
- ・庄内木材流通センター・発電用材・チップ用材・ペレット用材等、販売事業の推進
- ・施業地の集約化を図り、路網整備を行って高性能機械を活用し木材利用を図る
- ・補助制度を活用した林産請負事業の積極的推進
- ・森林整備部門
- ・組合員の間伐、造林、保育作業の拡大
- ・県・林業公社・市町有林の保育受託事業の実施
- ・森林病害虫の徹底駆除
- ・森林国営保険の加入促進
- ・労働災害補償制度等の加入促進
- ・林業関連資材の普及販売
- ・優良造林苗木の斡旋
- ・制度資金の啓蒙

## 第十一回通常総代会の時に寄せられた質問を掲載いたしましたのでご覧ください。

**Q1** 監査報告の文面表現について、著しい不当まではいかないものの在ると執れる表現であつたり、重大でないものは数多くあるような表現はどうなのか。

**A** 決算資料の作成に当たっては林野庁から指導があり、そのひな形に沿う形で作成するよう指導されております。一言一句従うようにという指示ではないですがひな形に沿うとこのような表現になってしまいいます。他の組合や上部団体の情報を頂戴し改善に努めたいと思います。

**Q2** 森林経営管理制度等が山林所有者にとって、どのような利益になるのか。

**A** 森林経営管理制度の目的は、森林法第五条の規程より定められた地域森林計画の対象となる森林について、市町村が経営管理権集積計画を定め、森林所有者から経営管理権を

取得した上で自ら経営管理を行い、又は経営管理実施権を

民間事業者に設定する等の措置を講ずることにより、林業

経営の効率化及び森林の管理の適正化の一体的な促進を計り、もつて林業の持続的発展及び森林の有する多面的機能の發揮に資することを目的と

する。とあります。森林所有者は、所有する山林を今後どのように経営管理したいか市町村が意向を確認し、市町村と協議の上必要に応じて経営管理の委託手続きを行います。

今まで自ら経営管理を行つていただけには目に見える利点は感じないかもしれません、大半の小規模山林所有者の森林整備には多数の利点があると思われます。

**Q5** 販売事業の表は集計表として万全か。

**A** 今年度より単位などを変更させていただきましたが、万全とは言えないようですが、今後の改善に努めますのでよろしくご指導お願いいたします。

した。

これに合わせ、森林経営計画の策定を行い森林整備の拡大に努めたいと考えております。

**Q3** やまがた緑環境税は引き続き課税になるのか。

**A** 引き続き課税になると思いまます。

**Q4** 新型コロナウィルスによる経営への悪影響はあるのか。

**A** あると考えます。住宅着工の減少や、木材輸出の制限等による影響が今後発生することは予想できます。対応としては明確な策は無く、全国的に世界的な影響は必至と思いますが。

**Q7** 私所有山林の近くに、切捨て間伐されている林があります。

**A** 利用間伐でないと補助金が出ないと聞いていたのですが、今どの様になつてているのでしょうか。

**Q6** 総代会の案内方法はこれまで良いのか。

**A** 森林組合法の中では、会社法と同じように開催できる条文が無く、また会社法の準用が出来ないとの指導があります。他の団体と同じように案内できない事情が各位に混乱を生じさせてしまったことをお詫びいたします。今後このような事態に備え、上部団体等にもお願ひをしてまいります。

**A** 当該区域は森林経営計画が策定されております。

その計画されている区域に補助金が交付されますので、保育間伐は可能となります。

# 軽トラ林業の活動結果



令和元年度の軽トラ林業は、農業施設向けも併せてちょうど二百台納入しました。

台風による倒木の恐れや被圧による除伐木でも構いませんので、ご利用お待ちしております。

申し込みは隨時行いますので、問合せ下さい。



## 木質バイオマス事業



農業用ビニールハウスの暖房用ストーブの貸し出しと、燃料用薪の供給を、庄内総合支庁発注の事業で行い、実証試験のお手伝いを行いました。

下の写真のような技術研修会も行い、安全に務めました。

試験の結果は一定の効果を發揮しているようです。

ただし、前冬は暖冬でなかなかストーブが稼働出来なかつたので、今年に期待します。



昨年4月から始まった新たな森林管理制度の概要を林野庁のHPから掲載いたしました。どうぞ参考にして下さい。

## 森林経営管理制度の仕組み



適切な経営管理を実施していない森林について、

- ① 市町村が森林所有者に、所有する森林を今後どのように経営管理したいか、  
御意向を確認します。
- ② 所有者が市町村に経営管理を委託したいと回答頂いたときは、**市町村と協議の上、**  
必要に応じて**経営管理の委託手続きを行います。**

市町村に森林の経営管理を委託した場合、

- ③ 林業経営に適した森林は、市町村が林業経営者に経営管理を再委託し、
- ④ 林業経営に適さない森林は、市町村が自ら森林の管理を行います。

## 林業の成長産業化と森林の適切な管理に向けて



### お問い合わせ先

林野庁 森林利用課 森林集積推進室

☎ 03-6744-2126

✉ shinrin\_keieikanri@maff.go.jp

または

お住まいの都道府県・市町村の林務担当部局 まで

## □組合員資格等の変更届について

組合員の方で山林の相続や売買などにより、所有名義や所  
有面積等の移動があつた場合はご面倒でも変更の手続きをお  
願いします。

届出の用紙は本所並び支所にございますので、必要事項を  
記入のうえ提出願います。

組合員情報は、個人情報保護規程に基づき取扱いを行いま  
すので、他の目的に使用及び流通することは一切ございません。

### □森林の土地を取得したときは 届け出が必要です。

森林の土地の所有の把握を進めるため、平成24年4月から  
森林法に基づく森林の土地の所有者となつた旨の届け出制度  
が創設されました。

個人か法人かによらず、売買契約のほか、相続、贈与、法  
人の合併などにより、森林の土地を新たに取得した場合に、  
事後の届け出として森林の土地の所有者届出が必要です。

所有者となつた日から90日以内に、取得した土地がある市  
町村の長に届け出を行います。相続の場合、財産分割がされ  
ていない場合でも、相続の日から90日以内に法定相続人の共  
有物として届け出をする必要があります。

## 松くい虫防除について

防除については毎年ご協力を頂きました誠にありがとうございます。

当組合としましても先人の守り育ててきた松林を守るために防除作業を進めております。

春の防除のほか、秋にも関係機関との連携のもと、計画的且つ敏速に対応していきます。

ですが、防除を行うにあたり、皆様の私有地や私道に立ち入ることもありますので、何卒

ご理解とご協力の程お願い申し上げます。

作業には万全を期す所存であります。

その他不具合がございましたら、遠慮なく組合まで連絡ください

るよう、重ねてお願い申し上げます。

また、左記の様にご迷惑をおかけした事案もございますので、ご報告いたします。

令和2年4月27日

北庄内森林組合  
代表理事組合長 高橋治雄

謹啓

このたびは、貴殿所有の畑内にて断りなく枯松の伐採を行い、貴殿の作業に支障をきたしてしまい、誠に申し訳ございませんでした。

本件につきましては、当組合の職員の確認不足と承諾を得ることなく作業したことが原因でございます。全くもって申し開きのできるものではなく、深く反省しております。

今後、このようなご迷惑をおかけすることがないよう、伐採作業を行う際は、作業地の所有者様の確認を怠ることなく、細心の注意を払い業務に取り組む所存です。何卒、ご容赦賜りますようお願い申し上げます。

このたびは多大なるご迷惑をおかけしたこと、重ねてお詫び申し上げます。今後ともご指導を賜りますよう、伏してお願ひ申し上げます。

謹白

## 庄内木材センター5月市況 令和二年

三m材や四m材の一般材に応札集中しました。全体的に価格は落ちていますが、荷動きは静かで、虫を懸念してか当用買の雰囲気でした。

単位：円／m<sup>3</sup>

樹種	長級 (m)	径級 (cm)	高値	中値	安値	前回比	備考
スギ	4.00	36上	51,120	12,240	9,000	△	選木
〃	〃	30上	13,680	12,240	-		
〃	〃	20上	12,528	11,520	9,000	○	
〃	〃	14~18	10,800	9,720	-	○	
〃	〃	13下				○	
〃	3.65	20上	12,348	11,880	-	○	
〃	〃	14~18	-	10,800	-	○	
〃	3.00	20上	11,916	11,520	-	○	
〃	〃	14~18	10,800	10,080	8,280	○	

△高 ○保合 ●安

## 地区座談会の開催について



令和元年7月の座談会

今年度の地区座談会は、新型コロナウイルスの感染防止に対応し、現在計画に至っておりません。

次回の理事会で再度検討する課題となっており、開催の折には皆様にご案内いたしますので、よろしくお願いいたします。

## =新人紹介=

よろしくお願いします。



高橋 徹 (45歳)

酒田市宮海出身

後藤 拓也 (27歳)

酒田市北目出身

